

ID: 205

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (占用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 占用者等が公共の用に供する目的で占用等の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 防火又はかんがいの目的で占用等の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日